

参院国交委で全会一致可決

建設業法・入契法の改正案

きょうもへ
う立

国土交通省が今国会に提出した閣法「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が、4日の参院国土交通委員会で全会一致により可決された。同法案は、きょう5日に開かれる参院本会議で成立する見通し。

衆議院では、この閣法2法案と、議員立法の「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を合わせた、いわゆる新担い手3法案が全会一致で可決・通過したものの、参議院では、3法一体ではなく日程をずらして、これらの審議を進めている。今回、参院国交委で可決された建設業法と入契法の改正案は、建設業の

働き方改革の促進、建設現場の生産性の向上、持続可能な事業環境の確保を目的としたもの。建設業で常態化している、長時間労働の是正に向け、建設業法を改正して、著しく短い工期での請負契約の締結を禁止し、これに違反した発注者に対して、勧告等が行えるようにする。

また、公共工事で働き方改革を推進するため、入契法を改正し、公共工事の発注者の努力義務を規定。必要な工期の確保と、施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務として課す。生産性向上に向けて建設業法を改正。元請建設業者が工事現場ごとに配置する監理技術者に、補

佐する者を専任で配置すれば、監理技術者が複数の現場を兼任できるよう認める。工場製造の建設資材の不具合に起因して施工不良が生じた場合、その製造業者等に必要勧告や命令等ができるようにもする。

持続可能な事業環境の確保に向けても、建設業法を改正し、必要な対応を実現する。許可要件の1つ、経営業務管理責任者の規制を合理化し、要件のハードルを下げることで、事業承継の円滑化などを実現する。

3法改正の評価を質問

石井大臣 改善促進に期待

議員之敏之足

参院国交委では、各会派から様々な質問が寄せ



られ、活発な審議となった中で、自民党の足立敏之議員も質問に立ち、建設業法・入契法の改正案の質問に加え、公共工事の品質法の改正案についても質問した。

足立議員は、新担い手3法の実現に向け、品質法改正の手続きを各会派と協力して進めていること、また改正案で規定し

ようとしている内容も説明した上で、「こうした動きを大臣はどう評価するのか」と問うた。

これに石井啓一国土交通大臣は、同法案に、公共工事の受発注者の基本的な責務として、適切な入札・契約方法の選択による災害時の緊急対応強化、適正な工期設定等による働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性の向上などが規定されていることに加え、

や繰越明許費の活用による施工時期の平準化や、建設生産プロセスにおけるICTの活用などによるi-Constructionの推進などの具体的な取り組みが促進されると期待している」と評価した。

さらに、「建設投資の約4割を担う公共工事の品質確保の重要性にかんがみ、これまで議員立法で公共工事の受発注者に向けて、基本的な責務を唱えてきた公共工事の品質法が、政府提出の建設業法・入契法の改正案と共に改正されれば、働き方改革、生産性向上と言った、建設産業を取り巻く環境の改善が、より一層前進していくことを期待している」と述べた。